

1. 件名：新規制基準適合性審査に係る資料提出（泊3号炉）
2. 日時：令和5年3月30日 13時30分～13時35分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者：
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
大塚安全審査官、上田審査チーム員

北海道電力株式会社：東京支社 技術グループ 担当

5. 要旨

- (1) 北海道電力株式会社から、泊3号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可申請について、資料が提出された。

6. その他

提出資料：

- (1) 泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（DB／SA／BF）
- (2) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 第26条（原子炉制御室等）技能1.16／第59条
- (3) 泊発電所3号炉 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映について（原子炉制御室の居住性を確保するための対策）
- (4) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 4. 0）
- (5) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等（SAT116 r. 4. 0）
- (6) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 16 原子炉制御室【59条】（SA59 r. 4. 0）及び泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 59条（SA59H r. 4. 0）
- (7) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則の適合状況について 第35条（通信連絡設備）第62条／技能1.19
- (8) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第35条 通信連絡設備（DB35 r. 4. 0）
- (9) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的

- 能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r. 4. 0)
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2. 19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】(SA62 r. 4. 0)及び泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条(SA62H r. 4. 0)
- (11) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第26条 原子炉制御室等
- (12) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等
- (13) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備
- (14) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第35条 通信連絡設備
- (15) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.19 通信連絡に関する手順等
- (16) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第62条 通信連絡を行うために必要な設備

以上